

## 資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第4回）  
平成26年5月22日（木）  
10：00～12：00

資料1	国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第4回）出席者名簿	1
資料2-1	日弁連法律サービス展開本部 組織イメージ	3
資料2-2	日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター 組織イメージ	5
資料2-3	シンポジウム「未来をひらくー弁護士のチャレンジ」 進行次第・日弁連新聞報告記事（2014年3月29日開催）	7
資料3	条例づくり・レビューに関する支援について	9
資料4	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（2014年5月14日現在・日弁連調べ）	11
資料5-1	「地方自治体における法曹有資格者の常勤職員対象研修会 及び経験交流会」実施概要（2014年3月8日開催）	15
資料5-2	シンポジウム「自治体任期付職員～法曹の活躍の広がり」 次第（2014年3月15日開催）	17
資料5-3	大津市嘱託弁護士職員募集に関する資料	19
資料5-4	明石市任期付職員（弁護士）募集に関する資料	23
資料6	福祉分野における施行方策案について	27
資料7	日弁連自治体等連携センター福祉部会と日弁連関連委員会との 意見交換ヒアリング事項	37



国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の  
活動領域の拡大に関する分科会（第4回）出席者名簿

（平成26年5月22日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭(座長)
全国市長会評議員，明石市長	泉 房 穂
早稲田大学政治経済学術院教授	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真紀子
法務省	
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
大臣官房司法法制部官房付	中 島 行 雄
日本司法支援センター	
事務局長	相 原 佳 子
常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課課長補佐	尾 又 真 一
日本弁護士連合会	
事務次長	谷 英 樹
法律サービス展開本部副本部長	菊 地 裕太郎
法律サービス展開本部委員，神奈川大学法学部教授	幸 田 雅 治
法律サービス展開本部委員	八 杖 友 一

オブザーバー

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会



## 法律サービス展開本部

### 全体会議(理事会内本部)

本部の基本組織, 基本方針, 運営に関する重要事項等の審議

#### 運営会議

- ・本部事業計画案の策定
- ・各組織が企画する事業の承認
- ・各組織の支援, 統括, 調整
- ・本部会議に付する議案に関する事項  
等の審議

本部長代行  
副本部長  
各組織の責任者

事務局

自治体等連携  
センター

ひまわりキャリア  
サポートセンター

国際業務推進  
センター

その他、本部長が  
必要として設置する組織

各分野における弁護士による法律サービスの一層の  
展開・促進を図るための施策立案・実行を目的とした諸活動

・国, 地方公共団体等  
(公共機関等)のニーズ  
に対応した法律サービ  
スの展開・促進  
・福祉分野における法律  
サービスの展開・促進  
・公共機関等における弁  
護士の任用促進, 養成,  
弁護士への支援活動

・企業のニーズに対応し  
た法律サービスの展開・  
促進  
・企業等における弁護士  
の任用促進, 養成, 弁  
護士への支援活動

・国際的活動の分野に  
おける法律サービスの  
展開・促進  
・国際機関等における  
弁護士の任用促進, 養  
成, 弁護士への支援活  
動



## 自治体等連携センター 会議体・組織イメージ図

### 全体会議

#### < 構成員 >

- ・センター委員等約100名

#### < 検討事項 >

- ・各部会等の企画・予算の承認
- ・各部会等の活動報告, 情報共有

### センター長・事務局会議

#### < 構成員 > 約40名程度

- ・センター長
- ・副センター長
- ・部会長 +  $\alpha$  (副部会長など)
- ・事務局長
- ・事務局構成員

#### < 検討内容 >

- ・主に部会化していない『行政連携』及び『公務員任用推進』に関する事項
- ・各部会の企画に関する報告
- ・全体会議の運営

### 各部会会議

#### < 設置部会(仮称) >

- ① 条例部会
- ② 外部監査・第三者委員会部会
- ③ 公金債権部会
- ④ 福祉部会





# シンポジウム「未来をひらくー弁護士のチャレンジ」

2014年3月29日(土)午後1時～午後4時50分  
於： 弁護士会館2階講堂「クレオ」A

## 進行次第

### ◆開会の挨拶

山岸 憲司 日弁連会長

### ◆「法曹有資格者の活動領域拡大に関する有識者懇談会」及び各分科会における議論の紹介と当連合会の取組について

大貫 裕仁 日弁連事務次長

### ◆弁護士及び弁護士会の取組に関する活動報告

#### (1) 国や地方公共団体等及び福祉分野における弁護士の活動に関する報告

谷垣 岳人 弁護士, 日弁連若手法曹センター副本部長

#### (2) 企業等における弁護士の活動に関する報告

伊東 卓 弁護士, 日弁連若手法曹センター委員, 弁護士業務改革委員会幹事

#### (3) 海外展開に関する弁護士の活動に関する報告

武藤 佳昭 弁護士, 日弁連中小企業の海外展開業務の法的支援に関するWG座長

### ◆パネルディスカッション

《パネリスト(敬称略, 50音順)》

泉 房穂 弁護士, 全国市長会評議員, 明石市長

井上 由理 弁護士, 昭和シェル石油株式会社常務執行役員, 経営法友会幹事

大島 正太郎 元WTO上級委員会委員, 株式会社国際経済研究所理事長,

東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

山岸 良太 日弁連副会長

《コーディネーター》

矢吹 公敏 弁護士, 日弁連国際交流委員会委員長

### ◆明日に向けた取組ー有識者からのメッセージ

《コメンテーター(敬称略, 50音順)》

大島 正太郎 元WTO上級委員会委員, 株式会社国際経済研究所理事長,

東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

岡野 貞彦 公益社団法人経済同友会常務理事

北川 正恭 早稲田大学政治経済学術院教授

田島 良昭 社会福祉法人南高愛隣会前理事長

### ◆まとめ

菊地 裕太郎 日弁連副会長

### ◆新会長挨拶

村越 進 日弁連会長(2014年4月1日～)

シンポジウム

# 未来をひらく 弁護士のチャレンジ

3月29日  
弁護士会館

二月理事会で設置が承認された「法律サービス展開本部」では、行政・福祉、企業、海外など多様な分野における弁護士の活躍を積極的に推進する取組を始めている。本シンポジウムでは、有識者によるパネルディスカッション等を通じ、新たな分野で活躍しようとチャレンジしていく弁護士の活動の在り方について議論した。

## ニーズの変化に対応を

冒頭、日弁連から、法曹



多様な場面での弁護士の活動について議論された

養成制度の検討体制の一環として、法務大臣決定により設置された「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」およびこれに付随して日弁連と共催で運営する三つの分科会での議論状況と、法律サービス展開本部のもとに設置される①自治体等連携センター、②ひまわりキャリア

サポートセンター、③国際業務推進センターの三つのセンターにおける今後の取組について、詳細な報告がなされた(四月号一面に関連記事)。

次いで、政府の有識者懇談会および分科会の構成員らが登壇し、パネルディスカッションを行った。

大島正太郎氏(元WTO上級委員会委員)は、「中小企業はグローバルという

より特定の地域に事業展開する傾向。日本の法曹が支援できるのではないか。また、企業の海外展開に伴い、在留邦人がますます増えており、ニーズの解明が必要」と述べ、泉房穂氏(明石市長、弁護士)は、「自治体には弁護士が能力発揮できる分野がたなくさんある。弁護士および弁護士会は、社会のニーズ、ニーズの変化に対応する努力が必要」と

指摘した。

井上由理氏(昭和シェル石油株式会社常務執行役員、弁護士)は、「企業に対し、客観的な倫理観を持ちながら企業経営を支えるという弁護士のバリューを見せていく必要がある」と弁護士会を挙げての取組に対する期待を表した。

## 有識者からメッセージ

最後にコメンテーターとして登壇した四人の有識者から、新たな分野における弁護士の活動の在り方について、激励のメッセージが寄せられた。

このうち、北川正恭教授(早稲田大学政治経済学術院)からは、「市長や地方議員に法の支配が行きわたって、積極的に自治体が弁護士を採用できるように、弁護士だけでなく、弁護士会もチャレンジを。自治体のニーズに応じて弁護士を紹介できるようなシステムをぜひ構築してほしい」との強い希望が示された。

日弁連新聞2014年5月1日号

## 条例づくり・レビューに関する支援について

平成 26 年 5 月 22 日

幸田雅治

**1 条例制定権の重要性と弁護士による支援**

地方分権時代における自治体の自己決定・自己責任のバックボーンは立法権であり、自治立法権としての条例制定は極めて重要な政策形成手段と位置付けられている。自治立法権を活用しなければ、いつまでたっても真の意味での分権時代は到来しないと言っても過言ではない。

近年においては自治体職員の法制執務能力は格段に向上してきているが、法制執務能力の補完というよりもむしろ、弁護士の幅広い法的知識や経験を自治体の政策形成に活かしていくことは有意義であり、独自条例の制定支援を積極的に行うことによって、地方分権の進展をより一層図ることに貢献することが可能と考えられる。

また、地方議会における議員提案の政策条例への取り組みが重要性を増す中で、それをサポートする議会事務局の事務体制は一般的に脆弱であり、政策条例制定がなかなか進まない原因ともなっている。地方議会の政策条例の法的支援に対するニーズには高いものがあると考えられる。

以上のような状況を踏まえれば、自治体の条例制定を弁護士が支援することには大きな社会的価値が認められる。

**2 これまでの弁護士による条例制定支援の取組み****① 東京弁護士会による債権管理条例の制定支援（江戸川区など）****【支援の意味】**

自治体の保有する債権には、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3つがあるが、債権管理に関する地方自治法及び施行令等の規定は複雑で分かりにくいとともに、債権の取扱いの運用、解釈の変遷や貸付条例の規定の不備等により債権管理の現場での適正な管理、回収に支障をきたしている実態が見受けられた。債権管理条例の制定により、債権管理を適正かつ能率的に行うとともに、債権回収を迅速かつ的確に行う。

**【実績】**

東京弁護士会弁護士業務改革委員会有志による「自治体債権管理問題検討会」が、自治体からの依頼に基づき債権管理条例制定の支援を行った。（江戸川区債権管理条例制定は平成 18 年 3 月）

平成 25 年 4 月に発足した大阪弁護士会行政連携センターでは、自治体向けに弁護士紹介・講師派遣のほか、「条例、規則等の立案、制定及び運用に関する支援」等にも対応することとしている。

## ② 再エネ事業を支援する法律実務の会による再生可能エネルギー導入条例の制定支援（飯田市）

### 【支援の意味】

地域社会がエネルギーをどのように捉え、いかに持続可能な地域づくりに役立てるかは重要な政策課題である。特に、固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー事業を推進するため、自治体の責務や住民との協働の仕組みを公共的観点から明確に位置づけることは有意義である。

### 【実績】

弁護士有志で組織された「再エネ事業を支援する法律実務の会」は、自治体からの依頼に基づき、再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例の制定支援を行った。同条例上、規定された「地域環境権」は、地域住民が、地域資源を活用して公共活動を市と共に行うことを主張できる「参加権」として構成されている。（飯田市再生可能エネルギー導入条例制定は平成 25 年 3 月）

## ③ 大津市いじめ防止条例に基づく「いじめ防止行動計画」策定支援

### 【支援の経緯】

大津市より、日弁連に対して、同市の「子どものいじめの防止に関する条例」第 9 条の規定に基づく「いじめの防止に関する行動計画」について、「弁護士という立場から、理念的及び法的な観点を踏まえた助言をもらいたい。特に、新法及びそれに基づく基本方針との整合性についても助言してほしい。」との依頼があった。

同依頼に対して、日弁連子どもの権利委員会有志は、同条例の執行をより実りあるものにするための作業（行動計画の策定支援）への支援のニーズが存在すると受け止め、法的支援を行うこととした。

### 【実績】

上記有志メンバーは、同市と複数回の会議を重ね、そのニーズをより具体的に把握し、上記行動計画策定に関し、必要な研究、検討、提言を行い、同市に対し、その成果を提供した。（作業を終了して提言を行ったのは平成 26 年 1 月 10 日）

## 3 日弁連自治体等連携センター（条例部会）の設置

自治体の条例づくり・レビューを支援するため、自治体等連携センターに条例部会を設置した。今後、条例部会は、自治体のニーズに対応した支援を行っていくためのコーディネート機能（専門的知見を有する弁護士との橋渡し、地元弁護士会との連携など）を発揮するとともに、条例制定の支援を行う弁護士の裾野拡大のためのセミナーの実施、情報提供や全国の自治体向けの説明会やワークショップの開催などを行っていく予定である。

## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2014年5月14日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)ノ うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
	合計	2	0
明石市(兵庫県)	政策部市民相談課	2	2
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	合計	3	3
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課	1	1
	合計	2	2
北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
宮崎県	総務部行政経営課	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課文書法制係	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
鏡子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
山口県	総務部学事文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	合計	3	3
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
三重県	総務部法務・文書課	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
福島県	総務部文書法務課	1	1
郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法制課	1	1
多摩市(東京都)	総務部	1	1
鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	1	1
姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	1	1
堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	1	1
総計		76	62

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の入数  
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(48名)、採用に伴う登録取消者(17名)及び司法修習終了後の未登録者(11名)である。  
 ※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の入数(内数)である。

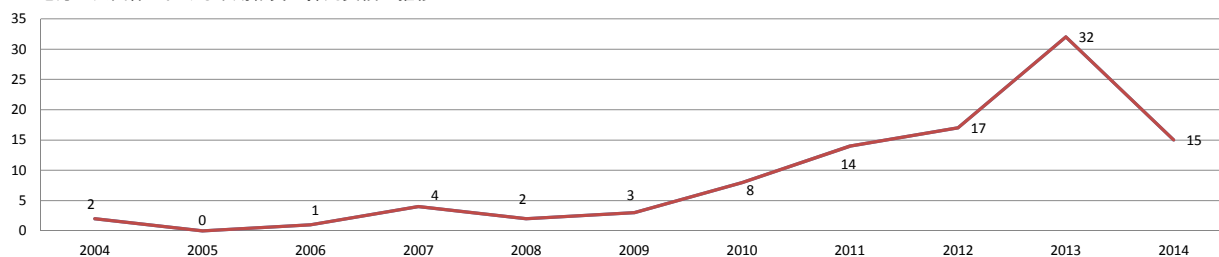
## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2014年5月14日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1・和歌山県:1・古賀市:1 ・宮崎県:1	14
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山県:1・岩手県:1・宮城県:1 ・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1・高槻市:1・大阪市:1 ・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1 ・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1	32
2014	・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1・和歌山県:1・国分寺市:1 ・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1	15

【注】※注① 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



## 地方公共団体における法書有資格者の今後の採用予定

(2014年5月14日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
伊丹市(兵庫県)	2014年度中1名採用予定(任期付)
東京都労働委員会事務局	2014年5月12日付け1名,2014年7月1日付け1名採用予定(任期付)

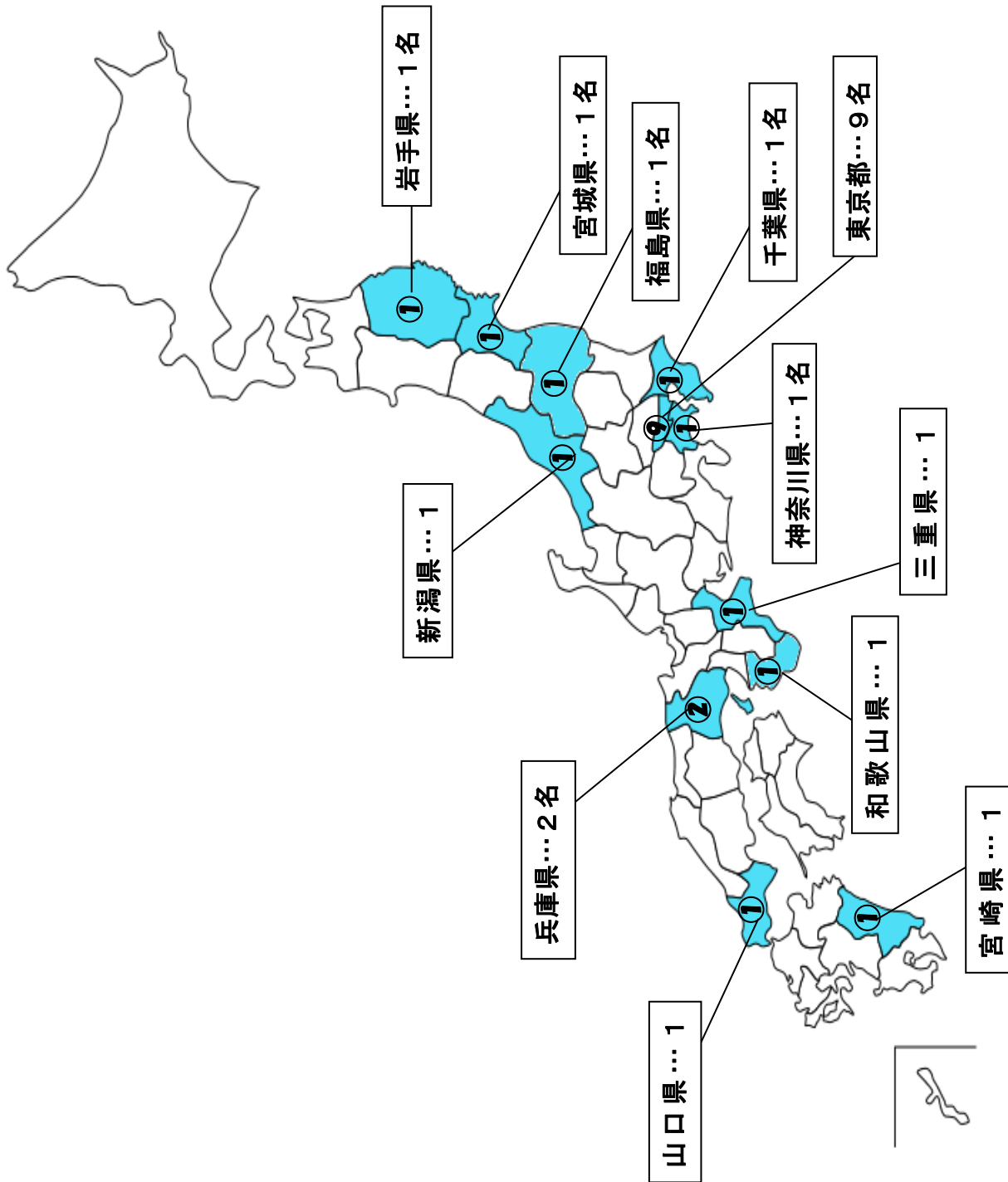
## 地方公共団体における法書有資格者の任期付職員以外の採用情報

(2014年5月14日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員,3年,債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用
広島県	2014年4月1日1名採用(西部こども家庭センター)
加古川市(兵庫県)	2014年4月1日1名採用(総務部危機管理室)
富田林市(大阪府)	2014年4月1日1名採用(総務部納税課)

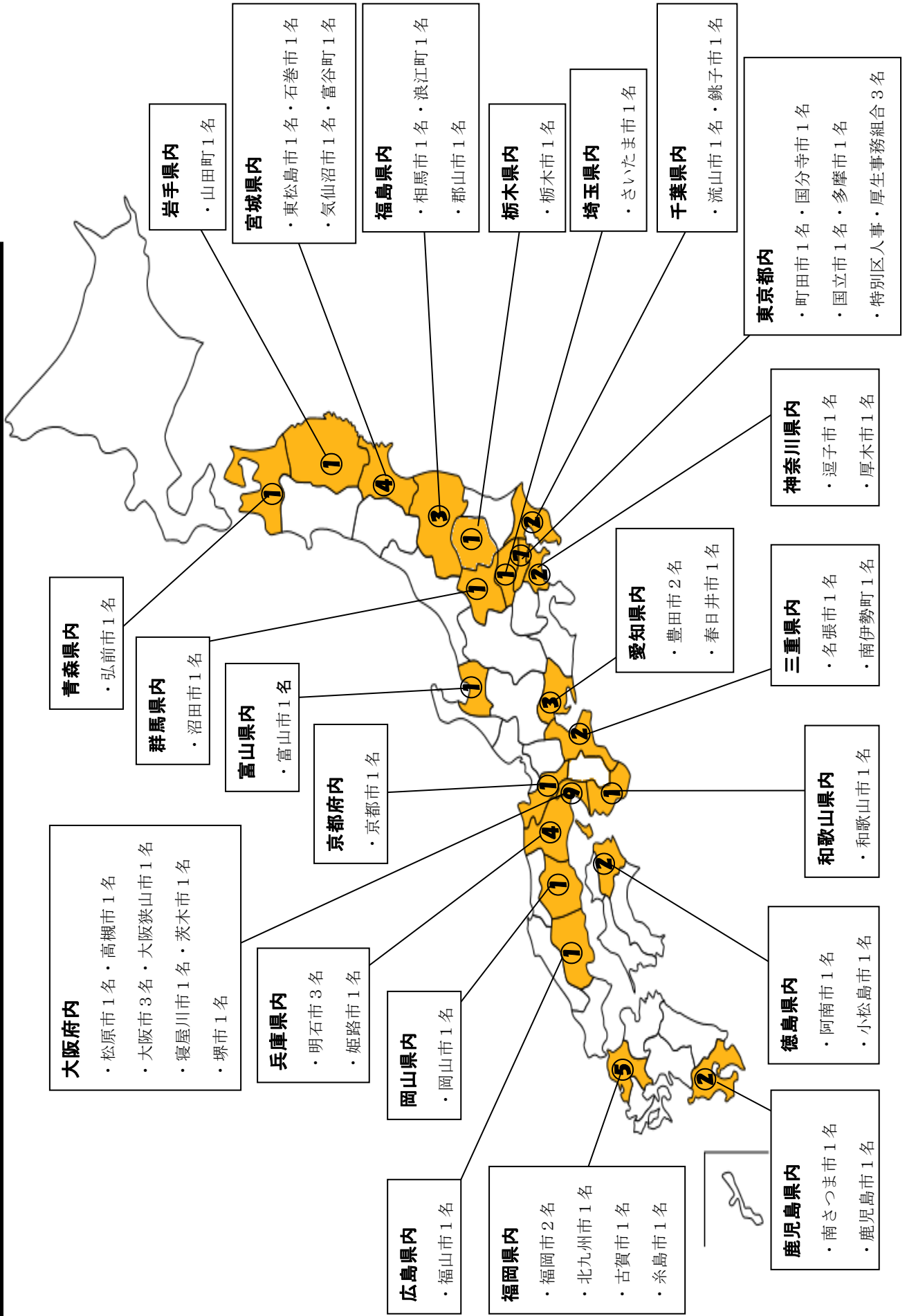
# 法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2014年5月現在、日弁連調べ ※12都県において21名在籍(うち13名任期付職員))



# 法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2014年5月現在、日弁連調べ ※47市区町村(一部事務組合含む)において55名在籍(うち49名任期付職員))





## 『地方自治体における法曹有資格者の常勤職員対象研修会及び経験交流会』実施概要

## 1 日時

2014年3月8日（土）午後1時～午後4時30分

## 2 場所

東京会場：弁護士会館17階1702会議室（東京都千代田区霞が関1-1-3）

大阪会場：大阪弁護士会館12階会議室（大阪府大阪市北区西天満1-12-5）

※当日は両地点をTV会議システムによって接続し、実施いたします。

## 3 趣旨・目的

地方自治体の活動・業務はすべからく法令に基づくものであることが要求され、地方自治体の活動を巡る問題は法務に関するものである。

司法制度改革審議会意見書の中でも、法の支配の拡充の観点から地方自治体での法曹有資格者の活用への期待が示されている。

そして、近年、弁護士をはじめとする法曹有資格者を常勤職員として採用する地方自治体が増加しており、多様化・複雑化する住民ニーズに適切に対応していこうという動きが活発化している。

このような状況の中、地方公共団体の職員として勤務経験のある法曹有資格者及び今後就任予定の法曹有資格者に対し当連合会がバックアップを行う共に、地方公共団体職員として活躍する法曹有資格者相互のネットワーク構築を図ることを目的に研修会及び意見交換会の場を設けるものである。

## 4 内容（予定）

## (1) 自治体内弁護士の業務について

橋本 勇 弁護士（第一東京弁護士会、旧自治省職員）

## (2) 意見交換会

- ・自己紹介
- ・自治体職員を志望したきっかけ
- ・キャリアプラン等

## 5 参加対象者

- (1) 現在、地方公共団体の常勤職員として勤務されている法曹有資格者
- (2) 過去に地方公共団体の常勤職員として勤務した経験がある法曹有資格者
- (3) 今後、地方公共団体の常勤職員に就任予定の法曹有資格者

## 6 主催

日本弁護士連合会

## 7 共催

大阪弁護士会



# シンポジウム

## 自治体任期付職員～法曹の活躍の広がり

主催：日弁連法務研究財団  
「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」（通称：法曹研）  
（代表 京都大学名誉教授 村松 岐夫）

2014年3月15日（土） 13:00～17:00

### 次 第

13:00 開会挨拶 須田 徹（弁護士）

13:10 基調講演 大杉 覚（首都大学東京教授）

『地方行政における法曹有資格者の活用』

13:40 基調報告1 西尾政行（弁護士）

『自治体任期付職員（法曹有資格者）アンケート結果について』

14:20 基調報告2 幸田雅治（中央大学大学院教授・弁護士）

『任期付弁護士と顧問弁護士の役割分担』

14:50 ～ 15:00 休憩

15:00 ～ 17:00

パネルディスカッション

『自治体任期付職員 法曹の活躍の広がり』

パネリスト：山崎直樹（厚木市総務部文書法制課法務専門監）

藤井美彰（豊田市総務部法務課長）

大杉覚、奥宮京子（弁護士）

コーディネーター：岡本正（弁護士）





## 弁護士のみなさまへ～嘱託職員募集～

# 大津市で働きませんか

大津市では、コンプライアンスを推進するとともに、中核市として多様化、専門化する行政課題に、法律的な専門的知識を以って対応し、市民サービスの向上を図るため、弁護士等法曹資格を有する専門職の職員を募集します。

### 待遇

身分：非常勤嘱託職員

報酬等：報酬月額 540,000円、特別報酬 1.54ヶ月分（12月支給）※、通勤手当

※翌年度に更新された場合は、さらに1.45ヶ月分（6月支給）があります。

参考：平成26年6月～平成27年3月 見込み 約623万円（通勤手当除く）

勤務時間：9時25分から17時25分までの1日7時間勤務（休憩時間12時～13時）

休日：土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

休暇：年次有給休暇 6月1日から3月31日までの間に17日※

夏季休暇 6月15日から9月30日までの間に3日※、その他忌引き等特別休暇あり

※日数は雇用開始日によって変わります。

保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

健康管理：年1回健康診断実施（6月）

### 募集内容および応募方法

応募資格：司法修習を修了してから3年以上経過し、単独で訴訟行為を受任する能力と経験のある方

募集人員：1名

職務内容：コンプライアンスの推進・法律相談等

任用期間：平成26年6月1日※～平成27年3月31日

※任用日は採用内定者との協議により、変更が可能です。

応募期間：平成26年4月1日～平成26年4月30日（消印有効）

出願書類：①履歴書（市販のもので可。弁護士等としての経験を詳しく記載）

②志望動機（1600字程度で書式自由）

③弁護士資格または司法修習を修了したことを証するものの写し

選考方法：書類選考（1次試験）と個人面接（2次試験、平成26年5月中旬頃）により選考します。

1次試験の可否通知文書において、合格者あてに2次試験の日時・場所等を通知します。

最終合格発表：平成26年5月下旬に可否を文書にて通知

応募連絡先：大津市総務部コンプライアンス推進室

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話 077-528-2667

E-mail [otsu1226@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1226@city.otsu.lg.jp)

交通案内：JR湖西線「大津京駅」下車 徒歩10分

京阪石山坂本線「別所駅」下車 徒歩1分



弁護士の皆さん あなたの力をお貸してください  
”笑顔あふれる大津”をつくるために

大津市は、比良比叡の山々と琵琶湖に囲まれた自然環境豊かな都市であるとともに、世界遺産である比叡山や弁慶の引き摺り鐘をはじめとする多くの伝説を持つ三井寺、紫式部が参籠して『源氏物語』を書きはじめたという石山寺など、多くの寺社仏閣に恵まれ、古都指定を受けている、近畿の中核都市です。また、名神高速道路、国道1号、JR琵琶湖線など交通網が充実しており、京阪神からのアクセスが非常に良い都市であることもあり、現在も、人口増加が続き34万人余りの人口を抱える伸びゆく都市です。

一方で、大津市は昨年来から職員の不祥事が続き、市役所への市民の信頼を回復していくことは、喫緊の課題だと考えています。

そのための切り札として、弁護士など法曹専門家の方を大津市役所へぜひお迎えしたいと考えています。コンプライアンス推進室に席をおいていただき、①コンプライアンスの推進、②内部統制の構築、③職員からの法律相談、④公益目的通報をはじめとするハラスメントなどの相談、⑤職員の法律等の研修、⑥市民等への対応など、多くのご活躍いただく場がございます。

特に多くの行政課題に対して、その適法性、妥当性、検証などに、お力を貸していただきたいと思えます。

やる気のある弁護士など法曹専門家の皆さん、大津市で新たなキャリアアップを図ってみませんか。  
大津市はあなたをお待ちしております。



大津市長 越 直美

大津市は、弁護士をはじめとする外部の専門家の採用に積極的です。

- ・市民部いじめ相談室：弁護士1名・臨床発達心理士2名
- ・政策調整部情報システム課：総括情報管理(CIO)補佐官
- ・産業観光部商工労働政策課：産業化支援統括コーディネーター
- ・産業観光部観光振興課：観光プロデューサー1名

☆大津市は弁護士のみなさまにとって働きやすい環境です！



大津市観光キャラクター  
おつ光ルくん



大津市役所



なぎさ公園



琵琶湖疏水

2014年(平成26年)4月9日

会員各位

大阪弁護士会  
 会長 石田法子  
 同 行政連携センター運営委員会  
 委員長 金子武嗣  
 同 司法修習生及び弁護士の  
 就職支援に関する特別委員会  
 委員長 畠田健治

大津市非常勤嘱託職員(弁護士等法曹資格者)採用説明会の開催(ご案内)

当会では、平成26年4月より大阪弁護士会行政連携センターを発足し、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の行政機関等と本会が連携して行う行政連携活動を推進するとともに、弁護士の任期付公務員等の任用に関する支援業務を行っております。

現在、大津市、コンプライアンス・法律相談を担当する非常勤嘱託職員(任用期間：平成26年6月1日〔予定〕～平成27年3月31日まで。週5日勤務。報酬月額54万円、年次有給休暇・特別報酬・通勤手当有)として弁護士を公募しています(応募資格：司法修習終了後3年経過等。応募期限：4月30日水曜日)。募集内容の詳細は、日弁連ホームページ「ひまわり求人求職ナビ」及び大津市ホームページをご確認ください。

この度、当会は、日本弁護士連合会との連携の下に、以下の日程で、大津市非常勤嘱託職員(弁護士等法曹資格者)採用説明会の開催を企画いたしました。

参加ご希望の方は、4月18日(金)午後5時(第一次締切)までに 下記申込書に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。なお、第一次締切以降も、随時、参加希望を受け付けております。

弁護士が地方自治体職員として法務及びコンプライアンスの分野に参画することは、法の支配の実現、活動領域の拡大、専門性の獲得を目指す観点から大変意義深いことですので、多数の方々にご参加いただけることを願っております。

## 記

日時：平成26年4月22日(火) 午後6時半～1時間程度  
 場所：大阪弁護士会館 12階 1205会議室

以上

===== 回 答 書 =====

回答先：FAX 06 - 6364 - 7477

大津市任期付公務員採用に係る説明会

平成26年4月22日(火) 午後6時半～に出席する

(貴名)	(登録番号)
	(所属弁護士会)

・ご提供いただいた個人情報、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、申込みされた方の人数把握及び当該説明会に関するご連絡以外には使用いたしません。

大阪弁護士会 委員会部司法課 行政連携センター(樋上) TEL:06-6364-1681





**事前説明会を開催!!**

明石市役所内において、業務説明、採用に関するQ&A、施設見学を下記日程で実施いたします。採用後に担当いただく業務内容、試験内容や待遇等について、弁護士職員や採用担当者が直接ご説明いたします。お気軽にご参加ください!

**開催日**

5月 19日(月)  
23日(金)  
27日(火)  
30日(金)

いずれも午後5時から1時間程度

参加ご希望の方は、明石市人事課(下記)へ  
電話・メールで事前にお申し込みください。

**募集要項**

募集人数	2名程度
職務内容	弁護士の専門性を発揮できる自治体業務全般
身分	フルタイム勤務の正規職員(行政職(事務職))
任期	5年以内(任期満了後、再度の採用試験に合格すれば、再度の任用が可能)
受験資格	平成26年4月現在で、60歳以下の方(昭和28年4月2日以降生まれ)で、弁護士の資格を有する方(本年12月登録予定の司法修習生を含む)
待遇	原則、採用までの実務経験年数に基づき、行政職(事務職)の次長・課長級から係長・主任級等までの役職に格付けします。 次長級(行政職7級) 給年月額約44万円(年収 約910万円) 課長級(行政職6級) 給年月額約41万円(年収 約830万円) 係長級(行政職5級) 給年月額約39万円(年収 約690万円) 主任級(行政職4級) 給年月額約36万円(年収 約630万円) ※平成26年4月1日現在

詳細は明石市ホームページをご覧ください

募集要項や申込書類を閲覧・印刷できます

**明石市 採用 検索** (市政情報/職員採用情報)

<http://www.city.akashi.lg.jp>

お問い合わせ  
明石市総務部職員室人事課人事係 担当:長谷川・中原 メールアドレス: saiyou@city.akashi.lg.jp  
兵庫県明石市市崎1-5-1 電話078-918-5006

**募集締め切り 6月30日(月)**



明石市役所

**市長による採用説明会を開催**

市長が直接、業務内容や専門性を活かした市の取り組みなどについて説明いたします。

<b>東京</b>	5月20日(火) 午後6時~ 弁護士会館 17階	<b>名古屋</b>	5月22日(木) 午後6時~ 愛知県弁護士会館 5階	<b>大阪</b>	5月28日(水) 午後5時~ 大阪弁護士会館 10階
-----------	--------------------------------	------------	----------------------------------	-----------	----------------------------------

※詳細については下記の明石市ホームページをご覧ください

**スケジュール**

募集期間 平成26年6月22日(月) ~6月30日(月)

試験日 平成26年7月19日(土) 又は20日(日)

結果発表 平成26年8月上旬

採用予定 平成26年10月1日(水)

**明石市任期付職員を募集 全国から公募**

**弁護士の皆さん!**

**明石市で働きませんか?**

明石市では、様々な専門資格を持つ職員が市民の皆さんを多方面からサポートするため、第一線で活躍しています。このたび、市民サービスのさらなる向上のため、弁護士を任期付職員として募集します。

募集人数	2名程度
職務内容	弁護士の専門性を発揮できる自治体業務全般(中・中兼)
身分	正規職員(フルタイム勤務)
任期	5年
募集期間	平成26年6月22日(月)~6月30日(月)

**任期付専門職員を多数採用!**  
専門性を活かし、市民幸福度日本一のまちへ

社会福祉士 橋田 浩  
自治体業務課係長

弁護士 石田 三保  
市民相談室主任

弁護士 明石 礼子

臨床心理士 石田 三保  
児童生活支援課副課長  
こども発達担当係長

**過去の採用実績**  
平成24年度 弁護士 5名  
平成25年度 社会福祉士 4名  
臨床心理士 3名

**明石市は、弁護士のあなたを必要としています**

市民に最も近い自治体において、市民に寄り添い、市民のために、弁護士の専門性を存分に発揮して活躍をしていただきたい。それが私の願いです。明石市の職員も弁護士を必要としています。自治体における弁護士の活動は多岐にわたり、いづれも魅力的なものです。市民の自宅や病室の枕元まで出向く「訪問相談」や、社会福祉士や臨床心理士とチームを組んでの「専門職総合相談」などは、市民から大変喜ばれています。(昨年度実績484件)、適法性・妥当性の相違が気懸に弁護士は、政策の立案においても、中心的役割を果たしています。犯罪被害者への「賠償金立替制度」の創設や、養育費や面会交流に関する「こども養育支

ネットワーク」の運用開始などは、全国初の画期的な施策と好意的に報じられましたが、まさに市役所内に弁護士が存在がもたらした成果です。このたび、あらためて弁護士を全国公募することにしましたが、それには理由があります。①高齢者や障害者の権利擁護、②児童虐待の防止、③いじめ対策、④DV・ストーカー対策、⑤消費者の保護などの分野においても、取り組みの更なる強化を図りたいのです。もちろん、他にもお願いしたいことは山ほどあります。やる気のある方、是非ご応募ください。明石市は、弁護士のあなたのやる気と専門性を必要としています。



明石市長 (弁護士・社会福祉士) **泉 房徳**



# 明石市における弁護士職員の活動状況

TOPIC  
 テラスの案内窓口が  
 明石市役所内にOPEN!

自治体連携のパイロット事業として開始  
 市民の司法アクセスの拡充と利便性の向上へ



平成26年5月9日から



明石市役所内に  
 オープンする法テラス案内窓口

高度で専門的な知識・経験・能力が市民  
 相談、福祉、子育て、教育など市政  
 の幅広い分野で存分に発揮さ  
 れています。

## 1 市民向け法律相談

- ◆ 出張法律相談  
 市内各地の市民センター等へ出向き、市民向け法律相談を実施しています。
- ◆ 訪問相談  
 病气等の理由で外出困難な市民の方を対象に自宅や病院等を訪問し、法律相談を実施しています。  
 法律相談で支援が必要であると判断される場合は、各種行政サービスにもつなぐ取り組みを行っています。

## 2 福祉等との連携による総合的支援

いじめ対策・虐待防止・成年後見等に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施しています。また、平成25年5月に開設した「いじめ総合相談窓口」では、他の専門職職員や教員OB職員と連携して相談に対応しています。

## 3 条例や政策の立案

地方分権・地域主権の時代における地域特性に応じたまちづくりをめざして展開される先駆的な政策について、担当部署との協議に参加して法的な側面からの支援を行うほか、制度の検討にあたり中心の役割を担うこともあります。  
 平成25年度には、犯罪被害者等支援条例の改正により、犯罪被害者等に対する賠償金の立替制度等が実現しました。

### 市民のもとに出向いて法律相談を実施

市民相談室長  
 能登 啓元（弁護士・新61期）  
勤務弁護士を歴て平成24年4月入庁

任期付公務員の募集は全国の自治体で行われていますが、明石市では、他の自治体と異なり、市民向け法律相談を担当できることが大きな魅力の一つでした。市役所等で行う法律相談のほか、任期付職員である社会福祉士4名及び臨床心理士3名の専門員と連携して、市民の方の「自宅や病院の対応で相談を受ける」「訪問相談」積極的に関与させて頂き、法律事務所勤務弁護士も担当しています。これまで培ってきた専門的な知識や能力を活かすことができると、他の専門職を通じて福祉や心理の分野についても理解を深めることができ、任期満了後もボランティアとしてお

## 4 職員向け法律相談

庁内各部署から寄せられる業務に関する相談に対し、指導や助言を行っています。一般行政職員は、弁護士職員の法律相談を迅速かつ簡単に受けることができ業務の適法性確保や不適切な初動対応の未然防止、職員の法務能力の向上等が一層図られています。

法律相談件数 平成24年度 333件 平成25年度 484件

## 5 職員への法務能力向上

庁内の法律相談や日常業務でのかわりを通して、一般行政職員の法務能力の向上に努めるほか、職員向けに「自治体法務」「法令実務」等をテーマに研修を実施しています。研修を受講した若手職員のうち2名が自治体法務検定で全国2位と7位に入りました。



職員向け研修の実施

## 6 コンプライアンス施策

行動指針やリスク管理体制の整備等、市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務を行っています。庁内の不祥事が発覚した場合には調査も行っています。



明石市  
 例規集

## 7 法規等の手チェック

各部課から提案される条例・規則・要綱等の内容を精査し、条文を起草するなどの法律事務を行っています。

## 8 訴訟等対応

市を相手方とする訴訟等については、原則として市側の代理人となり案件を処理します。専門性の高い案件等で外部弁護士に委任している案件については、担当課との協議も行っていきます。

## 9 債権管理・回収等

債権管理と連携しながら、支払督促の申立て、担保権実行による不動産売却申立てなど、市が申立側となる案件を代理人として処理しています。差控期間処理できていなかった高齢滞納案件や複雑な案件について処理が進んでいます。

### 公益性の高い新しい分野に果敢に挑戦

総務部次長（コンプライアンス担当）  
 狩野 泰三（弁護士・新61期）  
勤務弁護士を歴て平成24年5月入庁



大政の法律事務所で約3年間勤務した後、明石市に入庁しました。主な業務としては、各部署から寄せられる法律相談、コンプライアンス体制の構築、新規発注についての法的側面からの支援、訴訟対応等を担当しています。

自治体の活動は非常に幅広い分野をカバーしているため、各部署から相談を受ける案件の内実は多種多様で、弁護士として貴重な経験を積んでいると日々実感しています。行政という公の立場を踏まえつつ幅広い業務を担いながら、公私の両面を両立させていく中で、幅広い分野に果敢に挑戦し、市民の暮らしをより良くするために貢献していきたいと考えています。

## voice

土木交通部次長 小田垣 敦

弁護士職員から適切なアドバイスを頂くことで、現場の思いのこもった条例を作ることができました。気軽に相談できる存在で、親切にしています。



### 類りになる心強い存在です

教育委員会事務局長 佐伯 和樹

学校教育現場における様々な対応に関して、気軽に相談し、適切なアドバイスを受けることができています。専門的な見地から、教育的配慮として実施すべき内容を整理した上で、適宜に助言いただけるので、大変心強い存在です。



児童生徒支援課長

学校教育現場における様々な対応に関して、気軽に相談し、適切なアドバイスを受けることができています。専門的な見地から、教育的配慮として実施すべき内容を整理した上で、適宜に助言いただけるので、大変心強い存在です。

弁護士皆さん！明石市で働きませんか？

兵庫県明石市

# 自治体弁護士の活動紹介

## 採用説明会

関心のある方なら  
どなたでも参加OK

明石市では任期付弁護士職員を募集するにあたり、市長が直接、業務内容や専門職を活かした市の取り組みなどについて採用説明会を開催します。

### 市民向け法律相談

市内各地の市民センターや外出困難な方の自宅や病院まで出向いて相談業務を行っています

### 専門性を持つ職員と連携した総合的支援

いじめ対策・虐待防止・成年後見等に関する相談では社会福祉士や臨床心理士の専門職員と連携し、総合的な支援を行っています

## 弁護士の力が明石市で活かされています

### 職員向け法律相談

庁内各部署からの相談に対し、法的指導や助言を行っています

### 市長がとことん解説！

### 弁護士職員を活かした市の取り組みや採用に関する説明会

泉房穂市長が業務内容や専門職を活かした市の取り組みなどについて説明します



明石市長  
(弁護士・社会福祉士)  
泉房穂

**東京** 定員 50人

日時 平成26年5月20日(火) 午後6時～

場所 弁護士会館 17階 1703AB会議室  
東京都千代田区霞が関 1-1-3

**名古屋** 定員 100人

日時 平成26年5月22日(木) 午後6時～

場所 愛知県弁護士会館5階ホール  
愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2

**大阪** 定員 50人

日時 平成26年5月28日(水) 午後6時～

場所 大阪弁護士会館 10階 1001会議室  
大阪市北区西天満 1-12-5

現役弁護士職員も参加します

※参加申し込み不要 直接会場へお越しください

### 現役弁護士職員が案内

### 明石市役所にて 業務内容説明会・施設見学会

明石市役所内において、業務説明、採用に関するQ&A、施設見学を下記日程で実施いたします。採用後に担当していただく業務内容、試験内容や待遇等について、弁護士職員や採用担当者が直接ご説明いたします。お気軽にご参加ください！

開催日 5月19日(月) 23日(金) 27日(火) 30日(金)  
いずれも午後5時から1時間程度

参加ご希望の方は、明石市人事課(下記)へ電話・メールで事前にお申し込みください。

お問い合わせ 明石市総務部職員室人事課人事係 担当：長谷川・中原 メールアドレス  
兵庫県明石市中崎1-5-1 電話078-918-5006 saiyou@city.akashi.lg.jp  
詳細は明石市ホームページをご覧ください 募集要項や申込書類を閲覧・印刷できます

## 明石市における弁護士職員の活動状況

高度で専門的な知識・経験・能力が市民相談、福祉、子育て、教育など市政の幅広い分野で存分に発揮されています。

### 1 市民向け法律相談

#### ◆出張法律相談

市内各地の市民センター等へ出向き、市民向け法律相談を実施しています。

#### ◆訪問相談

病気等の理由で外出困難な市民の方を対象に自宅や病院等を訪問し、法律相談を実施しています。

法律相談で支援が必要であると判断される場合は、各種行政サービスにもつなぐ取り組みを行っています。

### 2 福祉等との連携による総合的支援

いじめ対策・虐待防止・成年後見等に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施しています。また、平成25年5月に開設した「いじめ総合相談窓口」では、他の専門職職員や教員OB職員と連携して相談に対応しています。

### 3 条例や政策の立案

地方分権・地域主権の時代における地域特性に応じたまちづくりをめざして展開される先駆的な政策について、担当部署との協議に参加して法的な側面からの支援を行うほか、制度の検討にあたり中心的役割を担うこともあります。

平成25年度には、犯罪被害者等支援条例の改正により、犯罪被害者等に対する賠償金の立替制度等が実現しました。

### 4 職員向け法律相談

庁内各部署から寄せられる業務に関する相談に対し、指導や助言を行っています。一般行政職員は、弁護士職員の法律相談を迅速かつ簡単に受けることができ業務の適法性確保や不適切な初動対応の未然防止、職員の法務能力の向上等が一層図られています。

法律相談件数 平成24年度 333件 平成25年度 484件

### 5 職員の法務能力向上

庁内の法律相談や日常業務でのかかわりを通じて、一般行政職員の法務能力の向上に努めるほか、職員向けに「自治体法務」「法令実務」等をテーマに研修を実施しています。研修を受講した若手職員のうち2名が自治体法務検定で全国2位と7位に入りました。

### 6 コンプライアンス施策

行動指針やリスク管理体制の整備等、市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務を行っています。庁内の不祥事が発覚した場合には調査も行います。

#### 募集要項

募集人数	2名程度
職務内容	弁護士の専門性を発揮できる自治体業務全般
身 分	フルタイム勤務の正規職員（行政職（事務職））
任 期	5年以内（任期満了後、再度の採用試験に合格すれば、再度の任用が可能）
受験資格	平成26年4月現在で、60歳以下の方（昭和28年4月2日以降生まれ）で、弁護士の資格を有する方（本年12月登録予定の司法修習生を含む）

### 7 法規等のチェック

### 8 訴訟等対応

### 9 債権管理・回収等

## 明石市は、任期付専門職員を多数採用しています

専門性を活かし、市民幸福度日本一のまちへ

明石市は、様々な専門資格を持つ職員が市民の皆さんを多方面からサポートするため、第一線で活躍しています

過去の採用実績

平成24年度	弁護士	5名
平成25年度	社会福祉士	4名
	臨床心理士	3名



募集締め切り 6月30日（月）

募集期間 平成26年6月2日（月）～6月30日（月）

試験日 平成26年7月19日（土）又は20日（日）

結果発表 平成26年8月上旬

採用予定 平成26年10月1日（水）

※募集要項や申込書は明石市ホームページをご覧ください

# 福祉分野における 施行方策案について

弁護士 八 杖 友 一  
(第二東京弁護士会)

# 福祉の置かれてきている現状

1. 近年の高齢者、障がい者、子供、女性、貧困者など社会的弱者・要支援者が置かれてきている立場
  - 超高齢化社会の到来
  - 障がい者の権利の保障
  - 貧富の差の拡大
  - 子供をとりまく環境の変化
  - 労働環境における女性の差別、離婚の増加による女性の貧困化
2. 福祉サービス利用が措置から契約に移行



- 当事者の権利が侵害される場面の増加
- 福祉の担い手である自治体の役割の拡大
- 福祉に関わる民間事業者の増加、役割の増大

## 日弁連／各地の弁護士会委員会による活動

- ❖ 日本弁護士連合会
  - 高齢社会対策本部（2009～）
  - 高齢者・障害者の権利に関する委員会（1998～）
  - 子どもの権利委員会（1992～）
  - 貧困問題対策本部（2010～）
  - 両性の平等に関する委員会（1976～）
  - 犯罪被害者支援委員会（1999～）
- ❖ 各地の弁護士会
  - 上記に対応する専門委員会

# これまでの日弁連・弁護士会の取組例① ／高齢者・障がい者

- 1. ひまわりあんしん事業（旧標準事業案） 2011～**
  - 電話相談（37/52弁護士会）、出張相談（42/52弁護士会）を中心に据え、弁護士に相談しやすい環境整備
  - 自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関と連携
  - 資力の乏しい当事者を支援するための法テラス連携
  - 福祉分野に関わる弁護士の養成、支援
- 2. 虐待対応専門職チーム 2006～ 37/52弁護士会**
  - 高齢者・障がい者の虐待対応の主体である自治体にアドバイザー弁護士と社会福祉士をセットで派遣
  - 日本社会福祉士会と連携
  - アドバイザー弁護士の養成
- 3. 高齢者・障害者権利擁護の集い 2003～**
  - 毎年開催
  - 集いの開催を通して、主催する地域の弁護士会と自治体、福祉関係機関のネットワーク化を図る

など



## これまでの日弁連・弁護士会の取組例② ／子ども

1. **各地の弁護士会に子どもの人権相談窓口（専門相談窓口）の設置**
  - いじめ、体罰、学校事故、児童虐待、親子関係、非行など
  - 35/52弁護士会
2. **いじめ問題第三者機関委員・経験交流集会**
  - 2013年施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、自治体のいじめ問題第三者機関に派遣された委員の経験交流を行うとともに、新たに派遣される委員を養成
3. **全国付添人経験交流集会 1991～**
  - 毎年開催
  - 少年事件における弁護士・付添人活動の担い手の確保と活動内容の充実を目指す

など

# これまでの日弁連・弁護士会の取組例③ ／貧困

- 1. 労働及び生活に関する問題の総合的な相談窓口を各地の弁護士会に設置**
  - 自治体等との連携により市民がアクセスしやすい体制を構築
- 2. 「相談体制構築マニュアル」の作成**
  - 全国の弁護士会に送付
- 3. 貧困問題対策に関する全国協議会開催**
  - 毎年実施
  - 各地の取組や課題について意見交換、人材の養成
- 4. 自殺対策強化月間における全国一斉「暮らしとこころの総合相談」実施**
  - 自治体の自殺対策協議会、PSW協会、SW協会、日本臨床心理士会、日本精神神経科診療所協会等と連携し、ワンストップの相談窓口を構築

# 福祉分野での弁護士・弁護士会の役割

1. **当事者の支援、権利擁護**
  - 成年後見／未成年後見制度の利用支援
  - ホームロイヤーとして支援
  - こどもの（手続）代理人、付添人として支援
  - 生活保護申請の同行支援
2. **福祉を実施する自治体の支援**
  - アドバイザー（虐待・DV・いじめ等の困難案件）の派遣
  - 第三者委員会（虐待・DV・いじめ等の調査、検証）の委員派遣
  - 職員研修・市民向け講演会講師の派遣
  - 各種委員会の専門委員の派遣 ・ 市民向け専門相談の相談員派遣
  - 条例、規則の制定支援
3. **福祉サービスを提供等する民間団体等の支援**
  - コンプライアンス
  - 社員（CW）研修講師の派遣
  - 労働問題への対応
  - 事故（介護、学校）の対応

# 今後の取り組み①

1. 従来より、弁護士会及び弁護士は、高齢者、障がい者、子ども、貧困者、女性、犯罪被害者等の当事者を支援する活動を行っている
2. 今後は、当事者を直接支援することに加え、福祉の実施主体である自治体／福祉サービスを提供等する民間団体と密接な連携を図り、自治体や民間団体をおとした当事者支援についてよりいっそう力を入れていくべき

## 具体的には

- 自治体の福祉関連業務に対する顧問、市民向け／職員向け相談担当、ケース会議等における法的アドバイザーの派遣
- 自治体の福祉関連業務における第三者委員会（調査・検討）における委員の派遣
- 自治体の福祉関連業務に従事する職員向け研修、研究会への講師派遣
- 自治体が主催する市民向け福祉関連講演等への講師派遣
- 福祉関連の民間団体等に対する顧問の紹介、マッチング など

## 今後の取組②

1. 日弁連／弁護士会の福祉分野関連委員会での取組み
  - ひまわりあんしん事業（高齢者・障がい者分野）の推進
  - 専門相談窓口の設置
  - 福祉各専門分野に対応できる弁護士の養成
  - その他
2. 日弁連自治体等連携センターにおける取組み
  - 「福祉部会」を設置（自治体、民間福祉団体との連携を目的）
  - センター（福祉部会）が、各福祉分野関連委員会を橋渡しし、各委員会での取組みについて情報共有を図り、連携を図る
  - センター（福祉部会）において、各福祉分野関連委員会と連携して複数のモデル事業を展開し、全国の弁護士会に広げる

# 地域包括支援センター／障害者相談支援事業所等への法的支援業務に関するモデル事業（第1弾）

1. 事業の趣旨
  - 弁護士会が、各地域において当事者を支援する地域包括支援センター／障害者相談支援事業所等に弁護士を派遣し、その職員に対する法的支援サービスの提供を拡充することにより、当事者の権利擁護の実現を図る
2. 事業の内容
  - 1) 毎月1回、地域包括等に向いて職員の相談を受ける
  - 2) 随時、地域包括等がつかないできた当事者に対する相談案件について、担当弁護士自ら対応するが、他の弁護士を手配する
3. 実施弁護士会
  - 大阪弁護士会
4. 事業の対象
  - 大阪府下の地域包括支援センター（大阪市、堺市を除く府下市町村（約40）に設置されたもの）、障害者相談支援事業所（10市町村程度）
5. 事業の期間
  - 10ヶ月（平成26年6月～平成27年3月）

## 自治体等連携センター・福祉部会 関連委員会への事前質問事項

- 1 該当分野における各弁護士会の専門法律相談窓口の設置状況（分かる範囲で）及び専門法律相談実施のための日弁連からの働きかけや取組みの有無、状況について。
- 2 該当分野において、当事者に対する専門相談を実施するための最も適切な方法（面談、電話、出張、拠点での相談など）はどのような方法か。その方法を各弁護士会に採用してもらう必要はあるか。採用してもらうためにはどうしたらよいか。
- 3 該当分野において、弁護士会以外の主要な相談先はどこか。
- 4 該当分野における当事者以外の自治体、福祉関係機関、学校、民間団体（及びその職員等）からの相談にも対応している弁護士会はあるか。また、対応してもらいたい旨日弁連から働きかけや取組みを行ったことはあるか。
- 5 該当分野における当事者の支援として、弁護士会として、当事者以外の自治体、福祉関係機関、学校、民間団体からの相談に積極的に応じることは必要か。必要な場合、積極的に関与していくべき対象（機関）はどこか。
- 6 該当分野における各弁護士会の自治体、福祉関係者などと一緒に相談を受ける方法（いわゆる「ワンストップ相談」）を実施している弁護士会はあるか。また、実施のための日弁連から働きかけや取組みを行ったことはあるか。
- 7 該当分野において、（派遣要請を受けるだけでなく）弁護士会の方から、積極的に、弁護士を自治体、民間団体等に第三者委員、研修講師、相談担当者、アドバイザー等として派遣することを働きかけている（そのような仕組みを有する）弁護士会はあるか。日弁連として、弁護士会がそのような仕組みを作ることを支援することは可能か。
- 8 各弁護士会において専門相談体制の構築や自治体、福祉関係機関等と連携が進まない理由、課題など（分かる範囲で）

9 上記 1 ~ 7 に関連し、自治体、学校、民間団体等との連携を内容とするモデル事業を企画、実施して頂ける弁護士会はないか。また、このような連携を支援する取組みを日弁連委員会で行うことができないか。